

転入 に関連するおもな手続き

支所 マークのあるものは、各支所でも受付しています

| 下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください | 手続き | 必要なもの | 該当 | 担当課 【受付窓口】 | 受付 済 | 暮らし 便利帳 |
|--|---|--|----|--|---------|-----------------|
| マイナンバー マイナンバーの通知カードまたは マイナンバーカード、住民基本台帳カードの いずれかをお持ちの方 | ・通知カードの住所変更 ・マイナンバーカード、住民基本台 帳カードの継続利用(住所変更) ※転入の届出日より90日以内 ※本人以外のカードについては、当日手続き できないこともあります | (お持ちのカード) ①通知カード ②マイナンバーカード ③住民基本台帳カード ※②と③のカードは暗証番号(数字4 桁)の入力が必要です | | 市民課 支所 【総合庁舎1階④番窓口】 | | P60 |
| 印鑑登録 印鑑登録が必要な方 | 印鑑登録申請 | ・登録印鑑 ・本人確認書類 ※登録する本人以外(代理人)が手続き を行う場合は事前にご相談ください。 | | 市民課 支所 【総合庁舎1階⑤番窓口】 | | P61 |
| 保険 年金 国民健康保険 に加入する方 ※転入日と同時加入 | ・国民健康保険被保険者証の交付 | | | 支所 国民健康保険課 【総合庁舎1階①番窓口】 (市民課) | | P64 ~ P65 |
| →転入日よりあとに勤務先の健康保険の 資格が切れた方 | ・国民健康保険の加入 ・国民健康保険被保険者証 の交付 | 勤務先の健康保険の 資格喪失証明書 | | 市民課国民年金担当 支所 【総合庁舎1階③番窓口】 | | P68 |
| →各種認定証(病院での支払が一定 金額までになる証明書)が必要な方 | ・国民年金の加入 (20歳から60歳未満) | | | 国民健康保険課 支所 | | P67 |
| 75歳以上の方 または 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方 | 後期高齢者医療被保険者証 の交付(後日郵送) | | | 支所 国民健康保険課 【総合庁舎1階②番窓口】 | | P88 |
| →北海道外から転入した方 | 負担区分の確認 | (前の住所地で発行された) 負担区分等証明書 | | | | |
| →各種認定証(病院での支払が一定金額 までになる証明書)が新たに必要の方 | ・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 (後日郵送) | ・所得課税証明書 ・国民健康保険証(転入と同時でない時) | | | | |
| 年金を受給中の方 | 住所変更 ※マイナンバーが収録されて いる方は原則不要 | ※各関係機関へご確認ください ・国民年金・厚生年金の方は年金事務所へ ・共済年金の方は共済組合へ ・農業者年金の方は農協へ | | ※旭川年金事務所 お客様相談室 0166-72-5004 0166-72-5005 | | — |
| 高齢者 65歳以上の方 | 介護保険の加入 (介護保険被保険者証は後日郵送) | | | 介護保険課 支所 【総合庁舎2階⑭番窓口】 | | P84 ~ P86 |
| 前の住所地で 要介護認定 を受けていた方 | 要介護認定の申請 | (前住所地で発行された) 介護保険受給資格証明書 | | | | |
| 70歳以上の方(今年度中に70歳を迎える方を 含む) | バス乗車証(寿バスカード)の交付申請 あん摩・マッサージ・指圧・はり・ きゅう助成券の交付申請 | ・本人確認書類 ・印鑑、本人確認書類 | | 長寿社会課 支所 【総合庁舎2階⑭番窓口】 | | P88 P90 |
| 福祉 障がいの手帳をお持ちの方 | 各種手帳の住所変更 | ・身体障害者手帳 ・療育手帳 または 精神障害者保健福祉手帳 ・印鑑 ※詳しくは担当課にご確認ください | | 障害福祉課 支所 【第2庁舎1階】 | | P91 |
| 自立支援医療受給者証(更生医療、精神通院医療) をお持ちの方 | 自立支援医療の申請 | ※担当課にご確認ください | | | | — |
| 特別児童扶養手当を受給していた方 | 住所変更届 | ・受給者の印鑑 ・特別児童扶養手当証書 | | 障害福祉課 支所 【第2庁舎2階】 | | P92 |
| 重度心身障害者医療費助成を受けていた方 | 重度心身障害者医療費助成の 申請 | ・健康保険証 ・障害者手帳(身障・療育・精神) ・生計維持者の所得課税証明書 ・生計維持者と20歳以上の同一 世帯員全員分の印鑑 | | 国民健康保険課 支所 【総合庁舎1階②番窓口】 | | P92 |
| 子ども 小学生・中学生のお子さんがある方 | 転校手続き (学校指定通知書の交付) *市民課では転入届と同時のみ可 ※新入学時は学務課のみ、附属小・中は直接学校へ | (前の学校で発行された) ・在学証明書 ※上記の書類と学校指定通知書を 学校へ提出 | | 学務課 支所 【セントラル旭川ビル5階 (市民課)】 | | P75 |
| 0歳~中学生のお子さんがある方 | 児童手当の申請 *市民課では転入届と同時のみ可 ※公務員世帯の方は勤務先で申請してください ※転出予定日の翌日から起算して15日以内 | ・請求者の健康保険証 ・請求者の通帳 ・請求者、配偶者の印鑑 | | 子育て助成課 支所 【第2庁舎5階】 (市民課) | | P72 |
| | 子ども医療費助成の申請 (所得制限があります) | ・健康保険証(子) ・生計維持者の所得課税証明書 (同一世帯員の課税証明書が必要 なこともあります) ・生計維持者と20歳以上の同一 世帯員全員分の印鑑 | | 子育て助成課 支所 | | |
| 0歳~就学前のお子さんがある方 | 予防接種のしおりの配付 | | | 健康推進課 支所 【第2庁舎3階】 | | P74 |
| ひとり親家庭等に該当する方 | 児童扶養手当の申請(新規) または 住所変更届 (前住所地で受給していた方) | 【新規】 ・請求者の印鑑、通帳 ・戸籍謄本(請求者・児童) 【前住所地で受給していた方】 ・受給者の印鑑 ・児童扶養手当証書 | | 子育て助成課 支所 | | P83 |
| | ひとり親家庭等医療費助成の 申請 (所得制限があります) | ・健康保険証(申請する方全員分) ・生計維持者の所得課税証明書 ・生計維持者と20歳以上の同一 世帯員全員分の印鑑 ・戸籍謄本(申請する方全員分) または児童扶養手当証書 | | | | P83 |
| 医療費助成(養育医療、育成医療、小児慢性特定疾病 等)を受けている方 | ※担当課でご確認ください。 | | | 子育て助成課 | | P80 |

| | | | | | |
|------|----------------------------------|----------------------------|--|------------------------------------|------|
| こども | 3歳未満のお子さんがある方 | ごみ処理手数料の減免申請 (指定ごみ袋の支給) | ・子どもの年齢がわかるもの | 廃棄物政策課 【総合庁舎8階】 クワンガ 36-2213 | P72 |
| | 妊娠中の方 | 妊産婦健康診査受診票の交付 | ・母子健康手帳 ・前住所地の妊産婦健康診査受診票 | 母子保健課 【第2庁舎3階】 | P72 |
| | 保育所等への入所を希望する方 | | ※担当課へご相談ください | こども育成課 【第2庁舎5階】 | P74 |
| | 放課後児童クラブの利用を希望する方 | | ※担当課へご相談ください | | P81 |
| 税・料金 | 上下水道を使用する方 | 使用開始申込み | お電話またはインターネットで手続き できます | 水道局お客様センター 24-3163 | P110 |
| | 旭川市に土地や家屋をお持ちの方 | | ※担当課へご相談ください | 資産税課 【総合庁舎3階】 | P70 |
| | 市税・国民健康保険料の口座振替を希望する方 | 口座振替の申請 | ・預貯金通帳 ・通帳の届出印 ・納税(入)通知書 | 納税管理課 【総合庁舎2階②番窓口】 | P71 |
| | 原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有している方 | 標識の交付 | ※受付窓口でご確認ください | 税制課 【総合庁舎2階⑬番窓口】 | P70 |
| | 軽自動車2輪(125cc超250cc以下)を所有している方 | | ※旭川運輸支局にご確認ください (旭川市春光町10番地1) | 左記連絡先 050-5540-2003 (着信後037) | |
| | 軽自動車(4輪・3輪)を所有している方 | | ※全国軽自動車協会連合会旭川事務所にご確認ください (旭川市春光6条5丁目1番24号) | 左記連絡先 53-7300 | — |
| | 2輪の小型自動車(250cc超)を所有している方 | | ※旭川地方自家用自動車協会にご確認ください (旭川市春光町10番地) | 左記連絡先 51-1221 | — |
| その他 | 犬を飼っている方 | 犬の転入手続き | ※担当課にご確認ください | 動物愛護センター 25-5271 | P113 |
| | 市営住宅に入居を希望する方 または市営住宅に同居する方 | 市営住宅入居の相談 市営住宅の同居手続き | ※担当課にご確認ください | 市営住宅課 【第3庁舎3階】 | P114 |

● 各支所のご案内 ●

神居支所(神居2条9丁目 61-2311) 江丹別支所(江丹別町中央 73-2001) 永山支所(永山3条19丁目 48-1111) 神楽支所(神楽3条6丁目 61-6191)
東旭川支所(東旭川北1条6丁目 36-1111) 西神楽支所(西神楽南1条3丁目 75-3111) 東鷹栖支所(東鷹栖4条3丁目 57-2111)

旭川市役所

〒070-8525
旭川市6条通9丁目46番地



市役所代表電話

0166-26-1111



担当課名と手続きの内容をお伝えください。担当課にお繋ぎいたします

開庁時間 あさ8時45分 ~ 夕方5時15分
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

支所でも受付できる手続きがあります。内側の表でご確認ください。

※市民課窓口の開設時間を延長しています(毎週木曜日午後7時まで)。
取扱業務はご確認ください。

旭川市ホームページ <http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/>

手続きチェックシート (支所用) 転入

旭川市に引越しされた方へ

忘れずにお持ちください

転入届

住み始めた日から14日以内に届出してください

《届出に必要なもの》

- ・前の住所地で発行された「**転出証明書**」
(マイナンバーカード、住民基本台帳カードをお持ちの方には原則発行されません)
- ・お持ちの方は**新住所**がわかるもの(契約書等)
- ・お持ちの方はマイナンバーの「**通知カード**」または「**マイナンバーカード**」
- ・お持ちの方は「**住民基本台帳カード**」
- ・外国人の方は「**在留カード**」または「**特別永住者証明書**」

本人確認書類

※有効期限内の原本

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

1点で
本人確認
できるもの

<官公署が発行した、顔写真付きの証明書>



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・住民基本台帳カード(顔写真付き)
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2点が
必要なもの

- ・健康保険証
- ・介護保険被保険者証
- ・年金手帳、年金証書
- ・医療費受給者証
- ・社員証、学生証など

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー(個人番号)をご提示いただきます。

関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

